

県外からの山口県立高等学校への志願について

県外から、山口県立高等学校全日制に入学を志願する場合は、事前に「山口県立高等学校入学志願承認」の手続をすることになります。

《令和4年10月25日（火）以降のできるだけ早い時期》

① 中学校の先生又は保護者は、次の電話番号まで連絡してください。今後の手続について説明します。

0 8 3 - 9 3 3 - 4 6 2 7（山口県教育庁 高校教育課 普通教育班）

② 次の（１）、（２）を送付してください。

（１）Webページに掲載している、「『山口県立高等学校入学志願承認申請』に係る関係書類送付申込書」に、次のア～オを記入したもの

ア 在学又は卒業中学校の正式な学校名、住所、郵便番号、電話番号、担任の先生のお名前

イ 志願者本人及び保護者の名前、現住所、郵便番号、電話番号

ウ 山口県内の転居先住所

エ 転居の理由（できるだけ詳しくお書きください。）

オ 志願先高等学校名、学科・コース名

（２）関係書類を送付するための返信用封筒

○ 封筒の大きさは、角形２号（縦３３.２cm、横２４cm）

○ ３９０円分の切手を貼付のこと。

○ 封筒の表には、在学又は卒業中学校の郵便番号、住所、宛先は「〇〇中学校長様」と記載のこと。

【送付先】 住所 〒753-8501 山口市滝町1-1
宛先 山口県教育庁高校教育課 入学者選抜担当

③ 山口県教育庁高校教育課から、関係書類が中学校に届きます。

中学校長及び保護者は、必要書類を作成してください。

《令和5年1月4日（水）から2月5日（日）（必着）まで》

④ 中学校長は、必要書類を志願先高等学校長に送付してください。

送付後は、志願先高等学校の変更はできません。

推薦入学に出願する場合は、1月中旬までに承認を得る必要があります（推薦入学の出願が1月26日（木）から1月31日（火）の午前10時までであるため。）。

⑤ 山口県立高等学校への志願が承認された場合、中学校長に志願承認通知書を送付します。

⑥ 志願承認通知書を受検願書の裏側の所定の場所に貼付の上、出願してください。

※ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行います。なお、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の20%以内です。

※ 下関商業高等学校を志願する場合は、下関市教育委員会にお問合せください。（電話：083-231-1570）